

東名裾野病院 介護医療院 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団榮紀会が運営する東名裾野病院介護医療院（以下「施設」という。）が行う介護医療院の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、看護師、介護職員等が、主に長期療養を必要とする要介護者（以下「入所者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービスの事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団榮紀会 東名裾野病院 介護医療院
- (2) 所在地 裾野市御宿 1472 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業者および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上
入所者を診察し、日常的な医学的管理を行う。
- (3) 看護職員 8人以上
医師の指示のもと、入所者に必要な医療行為を行う。
- (4) 介護職員 12人以上
入所者の日常的な世話をを行う。
- (5) 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画を作成する。

- (6) 薬剤師 1人以上
薬剤の管理を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 相当数
入所者へのリハビリテーションを行う。
- (8) 管理栄養士 1人以上
入所者の栄養管理を行う。
- (9) 事務職員 1人以上
必要な事務作業を行う。

(入所定員)

第5条 介護医療院I型施設入所の定員は48名とする。

(サービス内容)

第6条 入所者に関わる多職種の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理のもとにおける看護・介護並びに日常生活の世話、また栄養ケアマネジメント等の栄養管理等とする。

(施設サービス計画の作成)

第7条 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

2 介護支援専門員は、入所者やその家族の希望、把握した課題に基づき、多職種と協議の上で施設サービス計画を作成し、サービス上の目標とその達成時期、内容、留意する事項等を記載する。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画について入所者およびその家族に説明を行い、同意を得る。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画についてその実施状況を把握する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用料等)

第8条 利用料等を、以下の通りとする。

- (1) 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者の自己負担割合に応じ、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費、食費、日常生活費、教養娯楽費、私物の洗濯代、その他の費用

等を、別紙重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(3) 「居住費」及び「食費」において、国が定める負担限度額段階の入所者の自己負担額については、重要事項説明書に記載する。

2 前項の支払いを受ける場合には、入所者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(身体の拘束等)

第 9 条 施設は、入所者本人または他の入所者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体拘束その他行動を制限する場合においては、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載するとともに、家族・本人に説明を行い、書面にて同意を得る。

(医師の宿直)

第 11 条 併設する東名裾野病院の宿直医が兼任するものとする。

(機能訓練)

第 12 条 施設は、入所者の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(食事の提供)

第 13 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 施設の利用にあたっては、留意事項を以下の通りとする。

(1) 施設利用中の食事は、特別の事情が無い限り施設の提供する食事を喫食していただくものとする。同時に、栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限をいただくものとする。

(2) 面会時間の厳守。面会時間は、原則として正午 12 時から午後 19 時までとする。

(3) 外出または外泊に際しては、医師の許可を必要とする。

(4) 金銭の管理について、入所中は原則として現金、貴重品は所持しないこと。

(5) 飲酒、喫煙の禁止。

(6) 宗教活動の禁止。

(7) ペットの連れ込みの禁止。

(8) 施設の設定、備品等の用法を守られない場合の破損等が生じた場合においては、自責弁

済とする。

- (9) 騒音、時間外の施設内の立ち入り、ナースステーション・他入所者の居室へのみだりな立ち入り、他者・従業者に危害を与える行為、その他迷惑行為の禁止。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害対策については地域防災活動への積極的な参加並びに警察署・消防署と定期的な情報交換等を持つ事とする。

2 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、年 2 回の消防訓練及び避難、救出訓練を実施する。消防署との直通回線、非常用すべり台、階段、消化器、屋内消火栓等を備え、設備定期点検を実施する。また、近隣との協力関係を結ぶ。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 18 条 ハラスメントの発生またはその再発を防止するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施し、その他必要な配慮を行う。

(勤務体制の確保)

第 19 条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

2 施設は、職員の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 月 1 回

(秘密保持)

第 20 条 従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約とする。

(その他の事項)

第 21 条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団榮紀会の管理

者が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。